業務再点検結果報告

部署名	大臣官房総務課			
部署の業務内容	国会関係業務、顕彰普及業務			

		項 目	■ 対応 ■ 点検結果の概要					
	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・ 親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を 行っているか。	O	多様な国民層を代表する国会議員からの資料要求、レ ク要求等について、できる限り先方の意に沿うよう丁				
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	_	寧・誠実・親切な対応がなされるよう、担当部局に対 して作業依頼時に指示を行っているところ。				
	苦情、 要請の 応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対 応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-					
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化され ているか。	-					
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-					
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-					
	政目効関説 の・にる	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策 に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	-					
基本的 な視点		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に 適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	-					
0. 120111		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	I					
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に 適切に反映する方法はルール化されているか。	-					
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-					
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平 に遂行されると考えられるか。	ı					
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置 されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	ı					
	業の振 興と者 利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、も しくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事 項があるか。	-					
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業 務を行っているか。	-					
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	_					

項 目				点	検	結	果	の	概	要	
	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	-								
		BSE発生後業務の見直しを行ったか。	_								
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	_								
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか (産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	ı								
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	-								
食の安 全業務		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	-								
につい ての点 検		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられて いるか。	_								
快		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていると いえるか(根拠のない判断をしていないか)。	-								
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があ るか。	ı								
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	ı								
		第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-								
	影響可 能性の 確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	l								

※「はい」の場合は「〇」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお		
寄せいただいた ご意見の業務へ		
の反映		